

広島県告示第七百二十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。）第五十条の二の規定によって、次の指定医療機関から診療所等を廃止した旨の届出があった。

令和四年九月二十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
かもがわ薬局	竹原市竹原町二二二九番地	令和三年三月五日
瀬田薬局	廿日市市宮島町一一二八番地二	令和四年二月二八日
西山医院	山県郡安芸太田町大字中筒賀一五五六番地一	令和三年十二月二八日